慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	『万暦杭州府志』初探 : 明代後期の地方志編纂者の見た「宋代」
Sub Title	A preliminary analysis of Wanli Hangzhoufuzhi : focusing on descriptions of the Song dynasty
Author	小二田, 章(Konita, Akira)
Publisher	三田史学会
Publication year	2015
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.85, No.1/2/3 (2015. 7) ,p.163(163)- 199(199)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	文学部創設125年記念号(第2分冊) 論文 東洋史 挿表
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20150700-0163

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『万暦杭州府志』初探

――明代後期の地方志編纂者の見た「宋代」――

小二田　章

はじめに

筆者は、宋代以降の中国王朝期に見られる、地域意識・社会秩序の形成と変遷を明らかにするという問題意識のもと、杭州地域を場とし、宋代の地方官とその治績の形成、そして地方志の編纂過程について研究を行っている[1]。宋代の地方統治とそこから生じる治績、そして地方志の編まれ方については既にいくつか検討を行い[2]、また、その延長線上にある明清期の杭州地方志の編纂と特徴について、初歩的検討としての概観を行った[3]。

その際、万暦七年（一五七九）に編まれた『万暦杭州府志』にとりわけ興味深いいくつかの点を発見した。『万暦杭州府志』は、他の伝統王朝期の杭州地方志（宋代の『乾道臨安志』、『淳祐臨安志』、『咸淳臨安志』、明代の『成化杭州府志』、『万暦杭州府志』、清代の『康熙杭州府志』、『乾隆杭州府志』[4]）に比べて最も詳細な情報を記載しており、以降の杭州地方志がその体例を模倣したことから、杭州の地方志編纂の歴史においてターニングポイントとなったものである。加えて、注目すべき特徴として、その実質的編纂者であった陳善（一五一四－八九）が内容についてのコメントを全体に残していることが挙げられる。地方志編纂者がこれほどまで言及を行っている地方志は他に類例がなく、筆者の問題関心である「治績がどのように選ばれ、記載が制作されるか」についても、この言及の分析を通し、極めて有効な回答を得られることが予想される。

今後、この地方志を総合的に分析し、明代後期の地方志編纂の傾向と、その背景にある当時の社会との関連性、

そして当時地方志編纂が果たした意義を検討していくことを目標としている。[5] 本稿では、その検討の端緒として、陳善が宋代の「名地方官」たちに附したコメントを分析することで、当時の地方志編纂者たちの宋代地方官に対する認識のあり方を明らかにしたい。

一　『万暦杭州府志』について

分析の前提として、『万暦杭州府志』の概要を、その巻頭の記載に即して述べる。[6]

『万暦杭州府志』は、全一〇〇巻に外志一巻を付す構成であり、全体は三八項目に分類される。編纂は既に述べた陳善が行い、当時杭州知府であった劉伯縉らが監修した。基本的に万暦七年の刻本が通行しているが、版本によっては補刻された形跡を持つものがある。[7] 王朝期の杭州地方志の中では、『咸淳臨安志』（一〇〇巻）が首都の地方志として宮廷についての特別な巻を持ち、『乾隆杭州府志』（一一〇巻）が乾隆帝の南巡を記念する特別な巻を持つため、一般的な地方志の記載分量は最も多いと言える。[8]

『万暦杭州府志』を序・編纂者・凡例から概観する。まず、序については、企画者とされる浙江巡撫の徐栻、監修責任者である提督学校僉事の喬因阜、そして編纂者の陳善のものがあり、その後ろには先行する杭州地方志の『咸淳臨安志』、『成化杭州府志』の序を付している。

徐栻はその序において、『万暦杭州府志』を編んだ理由を「旧志（成化志を指す）の資料引用が不十分であり、民間の能文家が書いた遊覧志（田汝成『西湖遊覧志』を指す）を見て、地方志として十全なものを作らなければならないと思った」ためとしている。[9] そして、地方志として描かなければならないものに触れる中で、「（古は）土地を増やし規律を敷いて民に功績があったものを称えたが、それは今の「名宦」にあたる」と言及している。[10] そして、今回の編纂に関わった人々を列挙し、その役割を称え、その作業が「万暦丁丑（一五七七）夏から戊寅（一五七八）秋まで」かかったことを述べている。

次に、喬因阜の序では、この『万暦杭州府志』が旧志と比べて「芸文の項目を圧縮し、簡にして要を得るものとした」[11] ことをほめ、なぜなら「越中の志書で最も難しいのは徭賦（税目）を正すことだ」[12] として、税目の記録としての地方志の実用部分に焦点を当てた意義を述べる。「宿猾」という税目のごまかしで利益を上げようとする対象との角逐を描きながら、この地方志が根拠を示す存

在となることを期待するとしている[13]。

そして、陳善の序を見る。彼は杭州が天下の名郡であり歴史的にも物産・人材的にも優れていながら、それを記録する地方志が百年の間存在していないことを嘆く[14]。そして、自分がどのように編纂を始めたかを述べる。

前の巡撫である常熟徐公は旧編（成化志）の不足・粗雑なことを大きな問題とされ、地方志の更新を計画された。そこで計画を立てて、学使の陝右喬公と共にこの事業を始められ、先の知府である白下呉公、今の知府の暦下劉公も心を併せて協賛、その完成を楽しみにされた。そして日を選び、私に期限を定めて制作責任を任された。郡公は費用を委ね、県吏は食事を用意した。さらに諸生の優秀な者を選抜して共に校正を行い、褒忠祠に専門の仕事場を設けた。共に仕事を行ったのはおよそ十二人、最初にこの事業を始めた時はたった五人であった。過去の文章を総括し、伝承や記述からその証明を行った。余分や悪い部分は削除し、故実を網羅した。これらは諸生の力によるところが大である。「国朝名宦人物」の項目など、全編通じて多くの論述が含まれているが、これは私の行ったことで、決してむやみに行ったものではない。また、府州の大事は、絶対に記録すべきものであり、三代から元、国初そして今にいたるまでの参照されるべき全てについて、それぞれまとめて三巻とし、編年は春秋分注の形式に合わせ、（朱熹の通鑑）綱目の体裁にならって、勧戒を旨とし信偽を記録するものである[15]。

徐栻の企画を受けて、五人と共に褒忠祠（万暦の初めに建てられた忠義の者を祀る祠）を仕事場として編纂を始めたことが見える。その作業の中でも、やはり「国朝名宦人物」に関心が強く、諸生の助力がそこで役に立ったことを強調している。

その結果、「巻凡百、為書凡二十八帙百函」という大部の書が完成し、彼は歴代の地方志の中で自分が編んだものの位置づけを述べる。

過去の地方志を編んだのは、宋の咸淳年間に潜公説友、明に入ってからは洪武年間に徐公一夔、成化年間は夏公時正であり、皆すでに刊行されている。ただ、嘉靖年間の孫令景時が編んだ『武林文献諸録』

だけは未だに刊行されていない。[16]

ここからみて、陳善にとって、歴代杭州の地方志の一角を占めたという思いがあったものと思われる。

編纂者については、序のつぎにその一覧が付されている（〔表1〕参照）。また、先ほど述べた徐栻の序の解説がその有様を示しており、引用し併せて検討する。

…この作業は、私に代わり、巡撫の涇陽李公、成安呉公と監察御史の上党鮑公、淄川王公、巡塩御史の益都房公、陟県李公が文献を企画し、稀にみる大典とした。督学僉事の耀州喬君が、私の檄を奉じても と知府の温・処州兵憲に抜擢された白下呉君と今の知府の済上劉君と共に業務管理を行い、資料文献の購入や旧聞の収集を行って校訂の便を計り、またかかる費用や労働力を計算し、その収入を管理したのは苦労であった。そして、文章を作成し全体を総裁したのは、地元出身のもと（雲南）布政使である敬亭陳公であった。公は縉紳の間で文学徳行の評判高く、文辞を簡潔にし体例を適切に増減したことは、地方志作成に名を残すべきものである。諸生の趙観、方可立、楊兆坊、王廸吉、朱履、陳植桂、張璹、鄭栻、孫思旦、沈思相、童文卿、兪伯臣などと分担校正を行い、大変苦労をした。…[17]

編纂者が、表に見る限り「修」という共通した表現をされているなかで、実際は職務の分担を行い、この作業を完成させたことが窺える。管見の限り『万暦杭州府志』についての唯一の専論作者である張英聘氏によると、この「修」だけで表現した編纂組織は明代にはあまりみられないものであるが、「檄修」とされる監察関係の官僚（風憲官）たちが、「掌修」・「協修」とされる州県官に命令を発して、彼ら州県の管轄の資料を持ち寄らせ編纂させるという、明代の官僚組織の上から下への流れに沿った形での編纂であったことが示されているとしている。[18]また、徐栻序では、実際の作成を行った陳善より前に書かれる人々には出身地域が付され、規則的に当然とはいえ、全て浙江省以外の人間であることが示されている。この編纂が、地元以外の人間と地元の人間の共同作業として描かれていることが読み取れる。

そして、凡例については、筆者が別の論文にて既に行った検討[19]を参照しながら行う。凡例は全部で二二条あ

る。まず、この体例を「朱子の（通鑑）綱目の体例で行う[20]」と明記していることからみて、明朝の正統の史書記載を意識した地方志としていることが窺える。また、一〇条が「名宦」に関する内容であることから見て、「名宦」項目に対する関心が高いことが見て取れる。比較的近い時期の「名宦」たちをどのように扱うのかに関する条文もあるが、今回の対象である宋代の「名宦」に直接関わる条文もある。

杭州の統治領域は（王の）藩・（官の）省の重複地点であり、およそ一切の統治に関わる上官について、記載を行うのは、（大明）一統志の体例にならうものである。旧志（成化志）に「統治（ママ）」「寄治」の項目があったのは、うまくそれを区別しようとしたものである。今回、その杭州に集まっている統治に関する部門を列記し、「会治」と名付けた。これは、都司が軍政を束ねて地方を守ること、運司が専売を扱って財政を豊かにすること、などはもともと「寄治」という名にそぐわないからである。

旧志（成化志）の「名宦」は守令について、漢唐以来の記録を行っているが、諸司については僅かに趙宋からである。なぜ列挙しないとするなら、宋だけ掲載したのか。列挙すべきと思ったのなら、漢唐はなぜ載せなかったのか。また、宋の転運使など、ただ（大明）一統志の記載に従って、陳堯佐一人を収録しただけである。これは、古えの名賢で上に立って恵みをもたらす者について、人々が仰ぎ見て尊敬する術を知らず、永遠に功績をたたえることが出来ないようなものである。今回、伝記を検討し、およそ杭州に関係していれば職種を問わず、顕著な功績がある者は悉く記載を行うこととした。特に品目を立てて区別せず、杭州に集まり行政を行う人々を「会治」の名でまとめたが、古にならっただけである[21]。

この二条では、『成化杭州府志』の特徴であった「総治」「寄治」の区別を論じ、その名称がふさわしくないとして取りやめること、またそこで陳堯佐ひとりだけが挙げられていたことの是非を論じて、この地方志では同様の立場にいるもの全てを掲載することを宣言している。

「雑伝」に列挙したものには三つの種類がある。一つに、行政者として杭州に関連付けられているものの、それが国家の代理人として民を守るという原則に合致していないものである。しばらく記録に留め置き、後世の検討に備える。殷通、朱買臣などがこの類である。また一つに、行政の内容が記録すべきほどではないが、一長官として著名な者である。記述から良い部分を取りだし収録する。宰嚞、朱治などがこの類である。そして一つに、官として優れた行政を行ったものの、或いは害を為し、或いは臣下の節義を乱して終わり、或いは士節を曲げた者である。（通常の「名宦」から）降格してここに列挙する。王弘祖、王敬則、梁汝嘉の類はこれである。(22)

この条では、新たに増えたカテゴリの「雑伝」の基準について説明を行っている。この項目では、何らかの問題があり「名宦」に同時に並べられないとされる者達を収録したものとしており、南宋の梁汝嘉が例として挙げられている。

旧志の「名宦」「人物」で、ただ地域と官名のみを記載し、地方で成果を上げなかった者、及び郷里にてその評判を聞かない者は、今回は記録しない。(23)

この条では、『成化杭州府志』に出身地と官名だけで記載されていた人物を、今回は収録しないことを述べている。これらからは、宋代の「名宦」の記載に関しても、『万暦杭州府志』が従前の杭州地方志に比べ、より詳細・網羅的な記載を目指し、また新たな記載の仕方を始めるなど、重視していることがうかがえる。

以上が、『万暦杭州府志』序とその周囲の概観である。序を寄せた三者は、それぞれ全く違った視点からこの地方志を評価し、いずれにしても地域・地域行政に有効であるとしている。そして、「旧志」が時代の変化についていけなくなったため、最新の需要に合わせてこの地方志を編んだとしている。その背景にあるのが、「宿猾」との争いや「縉紳」の地方政治への影響力拡大など、明代後期の社会変動であることが示されているが、それと同レベルの関心が「名宦人物」に示され、凡例にも表れていることに注意しなければならない。この関心はどのような背景から発生するのか。また、地方志の編纂にあたり、地元人である陳善が実質的な編纂者であり、その

意志が編纂物に強く反映されうるシステムとなっていたことが見て取れる。

続けて、その陳善の歴史記載、特に宋代に関する認識を検討する。

二　『万暦杭州府志』に見られる、編者陳善の「宋代」認識

『万暦杭州府志』の編者・陳善について、その事跡を伝える資料はわずかである。まず、一般に認識されている陳善の伝記的情報を確認する。

字思敬、号敬亭、銭塘の人。嘉靖二十年（一五四一）の進士。知歙県、山西按察副使、広東按察使を歴任し、雲南左布政使にて致仕。杭州府志のほか地方行政関連の文章を残す[24]。

辺境地域専門の地方官として各地を転々としたためか、本人が文集をまとめられず、結果として極めて断片的な記載しか残らなかった。墓誌銘（陸樹声[25]）、神道碑（許孚遠[26]）などをみても、地方官ごとの業績をパッチワークしたかのような内容となっている。比較的内容の多い墓誌銘を見ても、幼少時に王守仁（陽明）に見出されたこと、科挙合格前に林雲同らの庇護を受けたこと、そして退官後の生活と家族以外の大半は地方官の業績である。一方で、各地で名地方官として名声を残し、特に雲南では水利・徴税そして民族反乱の慰撫などに活躍し、「方伯陳公激江祠碑[27]」など、祀られ立碑されていた。そのような彼は、隆慶五年（一五七一）に引退して故郷に戻り、由緒ある書院を再興したり、地元の怡老会に参加したりするなど[28]、名士として評判を集めていた。

悠々自適の陳善に地方志編纂が委ねられた背景には、発案者である徐栻との個人的関係があった。徐栻はもと雲南按察使として雲南布政使の陳善と一緒に仕事をしていた。その際、嘉靖四十年（一五六一）に陳善が雲南の地方官のために復刻刊行した宋代の類書『自警編』を徐栻は高く評価し、江西巡撫に異動した後の万暦元年（一五七三）に同本を江西で再出版していた[29]。その後まもなく浙江巡撫に異動し地方志編纂を計画した際に、陳善を思い出したのは必然だったであろう。

陳善はこの杭州府志編纂に対し、極めて精力的に取り組んだ。前掲の〔表一〕にみえる楊兆坊は長女の夫であり、「陳植桂」は陳善の息子たちが植字の輩行であるこ

とを考えると、族弟のひとりと思われる[30]。杭州府志は陳善が家族ぐるみで編纂にあたっていたと考えられるのである。また、陸樹声の墓誌銘によると、編纂を熱心にやりすぎた結果、「精力がすりきれてしまった」としている[31]。

では、陳善は杭州に対し、どのような認識を持っていたのか。陳善の「杭州」に関する言説として、まずみえるのは冒頭の「沿革」に附されたコメントである。

善曰く、「私は郡志を作る際に冒頭に「沿革」を記した。制作時にしばしば思ったのは、『杭の地は禹以来の歴史の古さを誇る。呉越の時には上国に列せず、隋唐以降に始めて郡名を得るなど、まだあまり地域の名声は上がっていなかった。銭氏が国を開き、趙宋がここに都を移した後、ようやく繁栄した。皇明になって明白に首藩会府となり、文化第一として名声を得た。ここを統治する者ここで生活する者が、どうして自ら誇る心を興さずにいられようか』と。土地が嘗て繁栄し、人々が嘗て集まったのを見るとはいえ、世代がにわかに移り変わり統治もたちまち変わるのを顧みるに、守り育てる政治は常に得られるものではなく、繁栄は必ず元の形を損ねる。名実を正そうとすると、慨嘆なしにはいられないものである。どうしてそれだけが正しいものであろうか。廃止は少なく増置は多く、評判は過剰で期待が重くなる。官司はこのため簡素が繁雑に、賦役はこのため減少が増加となる。民力は日に日に支えきれなくなるのである。今の杭は既に昔の杭ではない。一事が万事、さらには豊かな土地を巡って、人の隙を窺う欲心まで起こすことになるのは、嘆き恐れずにはいられようか。君子の境界を守り民を守ることを思う姿に最初に感動するのは、大事であろう。」

善曰く、「わが杭州は、統治を受けるようになって以来代々に沿革があった。（後漢の）建武に王莽の改変を改め、周嘉が上書し分置を求めたことなど、皆道理の赴くところであり、そうなるべきものであった。武照（則天）の僭主統治の数年間、頻繁に制度を変えたのは、一体何のためであったのか。そもそも「沿」とはその有るべき所、「革」とはその改めざるを得ないものにそれぞれちなんでいる。これは王者の定制が久遠に続くことを尊び、大きな問

題があるのでなければ、軽々しく変えてはならないためである。つまり事を省き民を休ませ、天下と平穏無事に安んずることが肝要なのである。我が国家は建国より二百余年、郡県の分置はほぼ画一で変わっていないが、これは万世の道筋となるのではないだろうか。[32]」

ここでは、陳善は杭州の発展過程を述べているが、注目すべきは嘗ての地方志にみられた「不及宋之盛（宋の繁栄には及ばない）[33]」とする見方を取らず、現状の「首藩会府」を肯定する見方を提示していることである。[34]人口増加と発展に触れ、その負の側面を述べながらも、「今の杭州は昔の杭州と違う」ことを述べ、その時代ごとの地方官の対策が必要であることを示している。また、もうひとつの文では、統治領域の区分は道理によって自然に決定されるものであり、軽々しく変えてはいけないものとし、「二百餘年」にわたり区画を変えていないとして明朝を称賛しているのである。

次に、社会の気風・概要である「風俗」の項目に附された陳善の言をみる。

善曰く、「論語にいう、「上が行うことを『風』と言い、下が靡くのを『俗』という」と。風俗が乱れ悪化するのは世の汚濁によるもので、いわゆる化により推移するものである。然るに、杭の俗は徐々に改善され、文化の名声は高まっているにもかかわらず、遊び怠けて浮薄であり、話にならない者が充満している。殆ど悪習に溺れていると、善は却って存在するのだろうか。[35]」

ここでは、通常の風俗の悪化と違い、杭州は文明を残しながらも悪習が絶えないとして、杭州の状況を特別視している。これらから見ると、陳善の杭州に対する見方は、明朝の杭州統治を中心とし、統治領域が昔と変わらず一貫していることを伝統として重んじているが、一方では地方官経験者として自らの地域の欠点をも自覚したものであると言える。

杭州の歴史を描くにあたり、陳善は「事紀」の冒頭で次のように述べている。

善曰く、「郡志である。その「事紀」とは何か。郡事を記録することである。然るに夏王の巡狩、越子

の盟約などは郡事であろうか。そもそも、「輿に乗ってその地に至る」のは書く。「戦争がその地にて行われた」のは書く。これらは郡志の常態である。「舟を捨てて上陸し」て郡はそれにちなんで名づけられ、「潰師江上」とは今の浙水であり、「江に臨んで待命」したのはもとより銭唐の地である。決まりとしてどうして書くことができないものか。およそ郡事で戒めとなるものであれば書く。郡人で高官高位を得て国家に関わる者であれば書く。郡吏で賢く、記録すべき徳行がある、または行政に記録すべきものがある者は書く。災祥が領域内であれば書く。会稽郡、呉郡、呉興郡などは、昔は常に杭州を含めたとはいえ、その統治領域が広く、郡事とは言い難い。過去の牧守の賢行についてはただ咸淳志の例に従い、「名宦」に収めた。（咸淳志には）属県に関するものは書かれていないが、これも掲載する。唐以前の事については、今回の志にはあまり多くない」云々(36)。

ここには、記録に従ってここに書き連ねる杭州の事件の基準を述べており、可能な限り多くの事例を描くことを述べている。「事紀」は明以前の三巻と明の三巻に分かれており、「巻一　事紀上　夏周至隋」（二〇）、「巻三　事紀中　唐五代」（六）、「巻四　事紀下　宋元」（三〇）と「巻五　国朝郡事紀上　洪武至天順」（八）、「巻六　国朝郡事紀中　成化至正徳」（九）、「巻七　国朝郡事紀下　嘉靖至万暦」（二六）である。これらの巻の中にも、陳善が附したコメントが散見され、その個数は上記のカッコ数字である。分量としては明代が圧倒的に多いが、巻ごとの個数だけで見れば宋元（宋代二六、元四）が最も多い。

宋代の事紀に見られる陳善のコメントは、〔表2〕に示したものである。全二六件のうち、南宋期が二一件と全体の七割を占め、その中でも南宋開始時の紹興年間の記事に関してが七件と突出している。宋代に関するコメントの傾向としては批判が多い。その代表が宋代の最期に附された次のコメントである。

> 善曰く、「宋は立国の初めから武略が不振であり、南渡の後は遂に杭州を帝都とした。北に拉致された皇帝の悲惨は千古の心痛であり、まさに臥薪嘗膽の時であるといえよう。ところが君臣は遊楽に溺れ、却って西湖を猶予を楽しむ地としてしまった。どう

してこれが楽しみで憂さ晴らしをする者ではないだろうか。ただその民の疲労を慰撫することだけには積極的で、租税減免や囚人の釈放を行う命令は頻繁に見られる。これは豪族の子が放蕩で既に身代を潰していながら、日々羊を煮て豚をつぶして家人をねぎらうようなものである。時間稼ぎにほかならず、祖徳を増すものではない。後の国を立てる者は永遠の反省とすべきものであろう。[37]」

ここには、南宋が既に国家としては堕落しており、滅びるのは当然であったとする認識が表れている。最後の「国を立てる者は永遠の反省とすべき」という言葉に、「北虜南倭」と相対した明代の危機意識が表れている。また、既にみた風俗での問題点と「西湖を猶予を楽しむ地とする」という認識が重なっているように思われる。

南宋という失敗国家に対し、陳善のコメントはその原因となった「奸臣」（秦檜、賈似道など）を非難するほか、「忠義に対する不当な扱い」と「虚偽の民政」を特に批判する。前者では知府が逃亡したあとで戦死した知県の朱躉や、南宋末の勇戦するも援軍なく元に降伏した呂文煥などが挙げられているが、中でも目立つのは岳飛についてのコメントである。

> 善曰く、「武穆（岳飛）は国土回復の志が強く、その身の生死は、宋の存亡に繋がるものであった。宰相は謀ってこれを宮廷に殺し、獄卒は憤ってこれを野に埋葬する。忠義が讒言されて去る、どうしたものか、どうしたものか。[38]」

岳飛が殺害された記事に附されたこのコメントの他、その名誉回復、さらには改葬について三度にわたりコメントを行っている。岳飛は明朝において忠臣としての地位が確立され、その墓が改装されるなどして、人々の尊崇が高まった。この時点で既に杭州の欠かせない象徴のひとりとなっており、陳善も特に注目して述べたものと思われる。加えて、陳善の仕事場である「褒忠祠」が、地方志の提唱者である徐栻により万暦初めに設けられていること[39]を考え合わせると、陳善が「忠義」を特に意識する必要があったことが窺える。

「虚偽の民政」については、先に見た宋代最後のコメントでも述べられているように、「獄空」、税の免除などについて、それらがうわべだけの民政であることを批判

している。

善曰く、「災害発生時に民を憐れむのは聖世の仁政である。史書には絶えず書かれることからも、その善は知るべきである。しかしながら、当時の乱れを挫いたことがないのは、なぜか。その根本を正さねば、それは枝葉末節の行為でしかないからである。王民は純朴であり、どうして与えられるのを待っていようか。然るに私はまだそれ（救済措置）があることを幸いと思っている。ああ。[40]」

天災における税の免除の記事に対し、陳善は、本質的に「恤民」は仁政であるが、根本を正さなければそれは枝葉末節に過ぎなくなると述べている。南宋期の「善政」記事の多発に、それが虚飾であることを疑う態度を示したものと言える。

だが一方で、陳善はそれが明代の地方官にとっての問題である場合は、それを取り上げ、評価することで、地方統治の助けにしようとしている。

善曰く、「宋室の諸君が獄囚を憐れむのはこのようである。この民はなぜここまで厚く幸福を得られるのか。今の省の中心地は、台省が府県に命令して拘束する者が日に数たび到着する。県の牢獄は幅はたった数楹、非常に混雑していて、一室ごとにベッドを三層重ねとしており、その人の多さは推して知るべきである。部屋が足りなくなれば（臨時の）拘留所に収容し、それでも足りなければ郵亭に収容する。夏の炎月ともなれば、穢気が蒸し蒸しと立ち込め、疫痢を醸成し、（収容された）貧しい民の餓死・病死するものは十に九、屍が獄を出るときには人の形を留めていない。（死体を）人に担がせて漏沢園に運ばせると、悪犬が集まってそれを貪る。ああ、獣が相食むのを人は憎むのに、どうして禽獣が人を食うのを我慢できようか。故に私は記録し、これを官の君子が参考する機会があるようにした。[41]」

獄囚を赦免した記事には、現状の獄環境の劣悪さを述べ、それと比べてこの記事が称賛に値することをコメントしている。宋代を通じて、陳善は地方統治の目線から、宋代の記事を評価し、その意義をコメントとして述べている。これは、陳善が地方官として活躍した人物であった

ことが背景にあると思われる。明代の地方統治にも強い関心を抱いていた彼にとって、宋代の杭州統治は参考にすべき対象でもあったが、一方でそれの虚飾の部分も発見し、従前の地方志までの評価を見直すべきとしたのである。

以上が陳善とその「宋代」に対する言及の記載である。彼は地方官生活を引退して地元の名士生活を送る中で、杭州地域の伝統に誇りをもつようになり、それを称賛し記録するために地方志編纂に携わった。そこには、統治領域でありながらもその所属する領域として認識される地域が存在し、その範囲を変えないことを王朝の功績として称賛するという意識があった。杭州の歴史を描くなかで、彼の関心は自分の属する明王朝の杭州統治を主にしていたが、宋代はそれに次いで関心を持つ時代であった。特に南宋期について彼は批判的であり、堕落した国家と見ていたが、一方でその時代に表れ、明代にも通用する「忠義」や民政については、それを正しく評価して地方統治の参考にしたいと考えていたのである。(42)

三　宋代の「名地方官」はどう認識されたか

ここまでの流れを踏まえ、今回の本題である宋代「名地方官」に対する認識を検討する。

陳善は宋代の記事についてこのように述べている。

> 善曰く、「私が郡事を書くとき、三代から宋元に至るまで、皆事実に拠って直書し、まとめて三巻とした。これは勧戒として忘れないようにするためである。皇朝の事については、中央の太史氏（史官）が管理し、宮廷の金庫に納め、日月のように輝かしいものである。どうして私が余計に付け加えることができようか。ただ、前の代が記載されて本朝がないのでは、完全な志書ではない。そのため、（本朝も）詳細に記し、ただ前代から続けて書くことはせず、特に「国朝郡事紀」という項目を掲げ、別に上中下三巻をつくり、後の風俗や政治を議論する者の参考しうるものとした」云々。(43)

ここでは、宋元以前の過去の王朝は参考とすることを目的に、事柄をそのまま記載したこと、当代については本来中央の史官の仕事であるが、志書として完全とするために記載したこと、ただ史書との兼ね合いを避けるために特別に項目立てしたことを述べている。従って、宋代

の「名宦」は純粋な参考のための事例であり、特に記載自体を自作したりはしていないことが明らかである。[44]

先行する論文にて行った検討[45]を踏まえながら、「名宦」の特徴を概観する。『万暦杭州府志』の「名宦宋」は、『成化杭州府志』からの流れを受け継いでいる。そして、凡例で述べられていたように、杭州の上級地方官や下部の属官・県令などの記載を拡充し、『成化杭州府志』で試みられていたことの完成を目指している。「名宦」の宋代に関する項目は、それまでの地方志ではおおむね一巻に留まっていたのが四巻に増大し、巻六一「名宦一　累朝会治諸職」から始まり、巻六三「名宦三　累代国朝郡職学職」、巻六四「名宦四　累代国朝邑長吏附学職」、巻六五「名宦五　諸幕職邑佐武職附雑伝」となっている。全体では『成化杭州府志』の二倍半にあたる一六九件の治績記載が存在する。こちらも人物単位で記載がまとめられており重複はない。記載内容の特徴については、字と出身地を優先して書くことで一応の体裁を作っていることの他、『成化杭州府志』と重なる部分は概ね同一だが、比較的長い説明については、「具事紀中」という形で省略を行っていることが挙げられる。

ここで、各巻ごとの特徴を見てみる。巻六一「名宦一　累朝会治諸職」には、凡例で述べられていたように、関連する上級官職が網羅されており、江浙制置使から両浙兵馬副都監まで、一六種の役職ごとに、合計六六件の治績記載がなされている。この部分の記載内容については、先行する地方志にほぼ見られない内容であり、『宋史』あるいは『大明一統志』そして『姑蘇志』などを引用する形で形成されている。

また、巻六三「名宦三　累代国朝郡職学職」は、これまでの「牧守」項目の記載に、漕判そして儒学教授という新たなカテゴリを加えて分類したものである。こちらには合計五四件の治績記載があるが、「牧守」項目部分に限定し『成化杭州府志』と比較して人物の出入りを見てみると、『万暦杭州府志』にのみ存在するのは計一〇名、逆に存在しないのは計一六名である。存在しない一六名は大半が「雑伝」に鞍替えしたものであり、存在する一〇名は、『乾道臨安志』で存在していた者（鄭獬・沈起・楊繪[46]）、南宋期に補充された者（呉芾・周淙・趙与懽・馬光祖・李芾）、不明（胡則[47]・張若谷）というように分類できる。南宋初期の地方官が多く「雑伝」にまわり、後期に補充が為された状況は、『咸淳臨安志』の記載に対する整理と評価が行われたものと言える。また、

漕判（四名）、儒学教授（二名）は、それぞれ一名ずつを除き、新たに記載された者たちである。

巻六四「名宦四　累代国朝邑長吏附学職」は、嘗ての「県令」項目にあたるが、県ごとの分類をせず、各王朝内の時間によって配列を行っている。銭塘・仁和の二県の県令に当たる者たちが合計九件あり、『成化杭州府志』と比較して新たに加えられたのは五名、存在しないのは三名である。このうち、新たに加えられた知銭塘県の沈菊山は、姓名すら不明という状況ながら、朱熹が挽詩を書いたことを治績として記載されている。この事例にも見られるように、比較的治績の内容が少なく、選ばれた理由が不明確である場合が多い。

巻六五「名宦五　諸幕職邑佐武職附雑伝」は、州県以外の役所に仕えた「諸幕職」、県の副官である「邑佐」そして「雑伝」を含んでいる。「諸幕職」（九名）は、既に述べた巻六一「名宦一　累朝会治諸職」同様に新たに書き加えられた人物たちである。「邑佐」（二名）は巻六四「名宦四　累代国朝邑長吏附学職」に近い記載過程が想像される。「雑伝」（一九名）は、既に述べたように問題があってこれまでの「名宦」に同時に記載できない者たちを収録している。大半の者が、『成化杭州府志』あるいは『咸淳臨安志』にて既に記載のある者であり、新たに加えられたのは三名（姚鉉・張俊・謝深甫）のみである。大半の理由は『宋史』の評価が悪い、または『宋史』に治績内容と矛盾する記載があるためであり、その意味では『宋史』の評価基準に従うことを示していると言える。

以上の結果を踏まえ、陳善によるコメントを検討する。陳善のコメントは全体で八五件あり、既に述べた全体数からみてほぼ半分にあたる。軍事関係者など、コメントされる割合が少ない役職があるが、概して巻内の五割程度の事蹟を説明している。また、コメントされる対象は北宋よりも南宋が多いが、これは『万暦杭州府志』に新たに記載された南宋の治績が多く、その記載理由を説明する目的でも附されていること、前に陳善の「事紀」に対するコメントで見たように、南宋を陳善が問題としていること、などが背景にある。

陳善の宋代に対する問題意識は、既に述べたように南宋を失敗王朝として反省材料とすること、そして地方官としての参考とすることがその中心となっている。新たに加えられた路官（宋代の州県官の上位にある区分）においても、その視座はあまり変わっていない。転運使

（財政）、提点刑獄（治安監察）、提挙常平（民政）の主要行政三方面にあまり偏りなく附しているのはその表れと言えるだろう。一方で、制置使や安撫使など、軍事部門についてはあまりコメントを附していない。

善曰く、「古えより将はだいたい平時は多く兵士から搾取し、征討すれば金蔵を強盗し、甚だしきは部下の略奪に利あればその利を共にするものである。淵はひとり高邁公正廉潔で、国に殉じる忠誠を自ら備え、軍人の名声を得ていたと言えるだろう。惜しむらくは内侍康履と深く交わり、逆臣の嫉忌を招いて、身を滅ぼす禍となったことである。交際に明るいことは、もとより甲冑の士の短所なのであろうか。[48]」

冒頭にある王淵に対するコメントでも、彼が最後は身を滅ぼしたこと、そして処身術が「介冑之士所短也」であると述べている。武人・軍事に対し、陳善があまり評価をしていないことが窺える。その一方、彼を評価している要素の「廉」については、地方官に対する大きな評価要素として、極めて頻繁に使われていることが特徴的である。

善曰く、「周渭は浙にあって、その治績は見当たらない。だが死後は貧しくて葬儀ができなかったというのは、実入り豊かな地にあって自分の利益を図らなかったということであり、真の廉吏である。故に記載した。[49]」

治績内容がない周渭について、「廉吏」であろうと推測してこれを記載している。これ以後の「名宦」には、周渭同様に治績がなく「廉」であるだけで記載されている人物が一定数見られ、また知州の李及（清廉で名高く、在任中に公金・俸給で私物を購入しなかったが、『白氏文集』だけ購入したことを終生の後悔とした）について、既に「事紀」にてコメントしているにもかかわらず、「名宦」でもその意義を解説するコメントを書いていることを併せても、陳善にとって「廉」が重要な地方官の要素であったことが窺える。

陳善の評価要素の特徴のひとつに、朱熹ら道学の関係者を重んじる点が挙げられる。凡例に「朱子綱目」を体例にする旨の文章があること、概観にて前述した沈菊山

の例、あるいは知臨安府の李椿にも朱熹の文の引用があることを併せると、朱熹を重視する方向性があったことがうかがえる。国学である朱熹の学について、宋代にそのルーツの根拠を見出すことを陳善は重んじており、「名宦」の項目でも、それを評価した人選が行われている。

> 善曰く、「爚は晦庵（朱熹）の四書を備えて講義を行うよう上表し、道を護った功績は大である。また民に恵みを施し、その浙右での業績は顕著である。口先の教えを唱えるものではない。[50]」

ここでは、朱熹の書を配備させた劉爚を「衛道の功大」であると称賛している。道学との関連（振興と関連しないものも含む）を治績として評価するのは、明代後期に見られた道学の原理・朱子への回帰運動の表れとも見て取れる[51]。また、学官（儒学教授）などの言及が少ないのと釣り合いを保とうとした結果とも考えられる。

そして、「提点刑獄」の項目の後半が、南宋末期に集中していることからは、陳善が宋代末期の治安維持に関心を強く持っていたことが窺える。

> 善曰く、「宋の末期は国勢は既に危うく、民心の強固さに頼るばかりであった。このごろの首都近辺に着任した官僚は、多くが豪猾を退け、斉民を助けることを行っていた。これが実に国脈をしばらく延ばす一助となったのである。胡穎の盗賊追捕で親王を忌避しなかったこと、陳塤の悪人を懲らしめて時の宰相に逆らうなどはそれである。これらの人は皆古えの雲司が法を執行する風情であり、いわゆる社稷の役目を果たしたといえようか。[52]」

陳塤の宰相の係累といえども恐れない取り締まりを「暫延国脈之一助」としている。既にみたように、陳善にとって南宋は失敗国家であったが、その国脈を維持したのは、このような豪強を恐れない治安維持であったとしているのであり、先ほどの「廉」と併せ、地方官の秩序維持を国を助けるものとして高く評価している。これらは明代後期の「民心」に対する注目におそらく重なるものであろう。

知州の項目では、北宋期の新出ではない地方官へのコメントが注目される。

善曰く、「范公の言に曰く、『先に天下をして憂い、後に天下をして楽しむ』と。この憂う楽しむはそれぞれその理を得たものである。この民の飢饉に際し宴遊することを惜しまず、それによって救済するというのは、楽しみを行うのに交えて、誠に懇懇と民を憂える心が含まれているのである。それこそが先憂後楽の意義である。どうして潘孟陽（国や仕事そっちのけで宴遊に励んだ）などと同日に語れようか。[53]」

范仲淹の有名な「宴会などで経済を動かし飢饉を救った」治績に対するコメントである。この范仲淹も含め、北宋期の治績は『咸淳臨安志』など先行する地方志に既に記載されたものが一般的で、改めて記載理由を説明する必要は少ない。それに対し改めて解説を行いコメントを附するのは、これら北宋期の治績を地方官の参考として高く評価するためであり、南宋の治績に対する視座（例えば李椿の業績に対する「淳熙をして慶暦の治に近づかせるものであろうか[54]」といったコメントなど）と比べると、北宋期の治績には手放しの尊敬と礼賛が見られる。これは、既に述べた道学尊重に由来し、さらには朱熹『五朝名臣言行録』の評価態度を受け継いだものと言えるであろう。

知県・県官級については、もともと『万暦杭州府志』に至るまで、あまり記載が存在しなかった。背景には元々の言及が少ないこと、そして資料調査の難しさがあると思われる。明代中期から後期にかけて、県志が全国的に編纂されたことが、その問題をある程度解消したと思われる。とはいえ、元々の内容が薄いため選抜するのが難しく、かといって掲載しないのでは、地域の「統治の象徴」が描けないということもあり、陳善をして悩ませたようだ。

善曰く、「洙の県における政治は、記載の比較根拠がない。咸淳志の記載も僅かにこれぐらいである。ただ、三人は共に一時の名賢であり、軽々しく認可を与えて推薦したりはしない。洙は仕官・学問ともに優れていたことが想像でき、名宦の籍から敢えて外さず、置くことにする。[55]」

孫洙の治績を史料に見いだせず、先行する『咸淳臨安志』から記載を引いてきたものの、「推薦した三人（欧

陽脩、包拯、呉奎）は名賢だから」たぶん大丈夫だろう、という判断をして掲載している。「名宦之籍不敢舎」という語句に、陳善の苦慮が窺える。

最後に、この『万暦杭州府志』独特の項目である「雑伝」について、より詳細な検討を行う。既に概観で簡単に述べたが、それまで「名宦」として評価されていた人物の中で、経歴や道徳における汚点、あるいは事蹟への疑問等があって、手放しで称賛できないと考えられた人物を置く場所とされている。おそらく、「名宦」の中でも、陳善の認識がある意味最も如実に表れている部分と言える。〔表3〕にこの「雑伝」のみ、全ての事例を掲載した。それを見ると、掲載された人物たちは、地方官の時期に失敗・罪を受けた人々（姚鉉、呂溱、戚綸、孫沔、葉夢得）、事蹟が不明・治績と認めがたい人々（朱巽、蒲宗孟、劉誨、宋輝、盧知原、王喚、銭端禮、薛良朋、胡与可）、そして奸人と結び付いて道徳的に問題であった人々（張康国、張俊、梁汝嘉、謝深甫、潜説友）とに分割できる。

失敗・罪のグループから、孫沔を取り上げてみる。彼にはコメントは附されてないが、「事紀」及び知州の沈文通[56]の項目に、彼を批判しなぜ「雑伝」に置いたかが説明されている。

> 善曰く、「論語には、『君子は惟だ能く身を立てるのみ』とあり、その後に国をたすけるということであろうか。史書（宋史）によると、「沔は官にあって才能の評判高く、剛直でほとんど憚らなかった。しかし宴遊女色を喜び、そのために途中でだめになってしまった」という。この経歴をみると、官僚・地方官にてうちたてた信頼は実に明らかである。しかしながら、自ら慎むことができず、遂に人生からもそれを失ってしまったのは、何と言えばよいのか。（大明）一統志は「名宦」に列したが、それは優れた才能を評価しただけである。つまりは優れた輝きも瑕を覆うには不足なのである。[57]」

善曰く、「文通の政治は、民を守る志が行き過ぎてしまったものであろうか。その言行を見るに、高邁さが吏才を上回ってしまい、計画したものの多くが企画をはみ出てしまった。または法を守らない民を入墨して軍卒にしたのは、古の「毛摯の政」（漢代の張湯らによる厳格な法の適用の比喩）に近い。当

時は孫元規（沔）と並び為され、毀誉褒貶も釣り合っていた。然るに、元規は己を正すことができずに蔑みを受け、文通は特に指弾されることはなかった。これが二守の違いを分けたものであろうか。[58]」

前者は孫沔の身持ちの悪さを痛烈に批判し、後者は沈文通と比較の上で、道徳的な傷の有無をその差であるとする。既に陳善が「廉」「秩序維持」を重んじることを述べたが、この項目では、たとえ「名宦」に値する治績を持っていても、道徳面で問題のある人物は批判し「名宦」から外すという、陳善の厳格さを表しているのである。

治績と認めがたいグループでは、南宋期の知臨安府の人々（劉誨、宋輝、盧知原、王喚、銭端禮、薛良朋、胡与可）が特徴的である。彼らは一見治績と思える内容を持つ者も多いが、既にみたように、南宋の政治に批判的な陳善の視座からは、その効果が本当に地方統治として成果を挙げたのか、疑問に思われるものであった。劉晦と薛良朋・胡与可については、記録が混乱していて当人の事蹟とは確定できず、宋輝と盧知原については、本来首都回復のための兵士や財源を民政のために削減・転用していることが問題となり、銭端禮の場合は会子（紙幣）のシステムを発案したのは財政の一時しのぎにすぎないとされた。そして、王喚については、陳善が一貫して主張してきた問題の対象となっている。

善曰く、「囹圄（牢獄）が空虚であることは、古今の美事である。ただ（周の）成（王）と康（王）、（漢の）文（帝）と景（帝）だけがそれに近づくことができた。宋も末期には（獄空が）往往にして見られるが、これは怪しむべきことである。世が衰え法が緩み、牢獄から出てしまう者が多いことを記載したのであろうか。でなければ膠東の戸口のようにいい加減なものであろう。しばらく記録にとどめ、疑いのもととする。[59]」

既に「事紀」の項目でも述べたように、南宋の民政に見られる虚飾を陳善は痛烈に批判していたが、この王喚の治績として語られる「獄空」については、はっきりと「疑わしい」と述べている。陳善にとって、南宋の民政は疑いの目をもって見られる対象であった。

そして、奸人と結び付いたグループは、先行する地方

志などに取り上げられていない人物を含み、またそれまでも決して高い評価を受けていない人々であることを考え合わせると、むしろ地方官の視座をもった陳善により結果的に再評価されてしまった可能性がある。

善曰く、「俊は南宋において韓（世忠）、劉（光世）、宗（澤）、岳（飛）と名を等しくし、その他の功績はもちろん、浙江に平穏をもたらしたことは輝かしいものであり、一時の良将と言えるのではないか。然るにその心持ちはよろしくなく、賊檜（秦檜）と組んで和議に賛成し、武穆（岳飛）を冤罪で死なせるに至った。その節義は堕落したものであり、他に何を論じよというのか。私はこれを「雑伝」にて記載する。[60]」

善曰く、「深甫は早くから名吏の誉れ高く、提挙常平となって、荒政に尽力して全活した人々は非常に多かった。一時はその首都知事としての治績を称賛されていたことは、記載には見えないものの、光宗の下した論をみれば、その行政の優れていたことは推して知るべきである。ただ惜しむらくは（韓）侂胄に追従して正しい人を攻撃し、偽学の禁は陳永嘉（傅良）、趙忠定（汝愚）らを仇とするに至った。その余の功績を差し引きするとほとんど残らない。深甫は不純の臣下で、特に巧みだっただけである。[61]」

張俊は南宋後期には既に秦檜の与党として悪評が確定し、謝深甫も慶元党禁の主導者の一人として道学公認後は一貫して非難されてきた人物である。本来、ここまで見てきた陳善の価値観からすれば、「名宦」に選抜されることはあり得ないと思われるが、両者ともにコメントの冒頭に、陳善がその評価すべき点を述べて、それを後半で「論ずるに値しない」「功績と差し引きするとほとんど残らない」と崩す形式を取っている。これは、陳善の価値観である、地方官としての業績を正しく評価するというものと、道徳的問題を許さないという、二つの側面が衝突して成立した治績・コメントであるように思われる。この「雑伝」の最後に記されたのが、「奸臣良史を残す」とされ、陳善も全般的に参照している『咸淳臨安志』の編者・潜説友であることもその傍証となるだろう。

以上、『万暦杭州府志』の宋の「名宦」に対する、編者・陳善の認識を検討した。まとめると、拡充させた宋

の「名宦」に対し、陳善は「事紀」で示した、南宋期に批判的・地方官としての参考となるものを評価するという基本態度を変えずに評価を行っている。その結果、陳善のもつ「廉」などの道徳的評価を重んじる傾向がより鮮明になっており、人物評価もそれに従って厳格になっていた。また、南宋期に批判的な態度は、転じて北宋期の地方官に対する称賛と表裏一体であり、それは南宋期の道学関係者への重視とも結び付いていた。陳善は地方官としての視座を重んじて、治績のない人物や時には奸人とされる人物であっても、地方統治に果たした意義を見出し、それを評価し記載することを心がけていた。これらの特徴は、特にこの地方志の特徴である「雑伝」に明確に表れている。

おわりに

『万暦杭州府志』を考察する端緒として、その編者・陳善の認識を、宋代とその「名宦」において検討した。その結果、陳善が宋代を単純に尊敬するのではなく、北宋は尊敬し南宋は批判するという傾向があること、道学及び道徳的基準を人物評価では重視していたこと、地方官としての視座から治績を評価していたこと、などが明らかになった。

『万暦杭州府志』以前の杭州地方志においては、治績は記録されたものをそのまま書き写し、時間的に配列するというものであり、杭州地域を荘厳する目的で編纂された『咸淳臨安志』を参照したものであったため、統治の正当性を築く「統治の系譜」を編みあげることに力点が置かれていた。『万暦杭州府志』はそれに加えて、明確に「地方官にとっての参考」とする目的を示し、その基準に従って記載を選択・追加し、また編者のコメントを記載していた。従来の地方志研究においては、地方志の目的として、この「地方官の参考とする」ことのみが注目されてきた[62]が、今回の検討から見て、地方志の個別差・時代差からその地方志の「目的」を再検討する必要があるのではないか。なお、『万暦杭州府志』以後の杭州地方志では、『乾隆杭州府志』において、再び杭州地域（と南巡を行った乾隆帝）を荘厳する必要から、再度「統治の系譜」作成に重心が置かれるようになり、「地方官の参考」としての側面が低下したことは、それを裏付けるものと言えよう。

明代後期の杭州において、なぜ陳善は宋代の地方官を比較的重視して、より詳細な記載と自らのコメントを作

成したのか。今回の分析の範囲内で考えられるのは、当時の杭州において、「地方官の参考」を作る必要が増大していたことが考えられる。陳善が強調した道徳的評価、治安と秩序の維持、あるいは南宋を反面教師としてみる態度など、「北虜南倭」に脅かされ、また銀の流入により一挙に消費社会化した浙江・杭州地域において、社会変動が著しく、それに対応する知識を過去の地方統治の歴史・実績に求めたのではないだろうか。[63] それは一方で、官学である朱子学と陽明学の対立のもとで、陳善自身も含め学問を実践しようとする人々に共有された傾向でもあったのではないか。[64] 今回の限定された分析においては推論をでず、また『万暦杭州府志』は万暦の初期に制作されたものであり、満洲族の登場など深まる明末の混乱に先立つ時期であるため、具体的な連関を言うことは難しいが、地方志の記載がその時代と結び付いていることは確実であろう。

陳善はあくまで「国朝」、明王朝をその地方志編纂の中心として位置付けていた。『万暦杭州府志』とその編纂の背景を理解するためには、明代に対する陳善の認識の理解が不可欠である。それを行い、より『万暦杭州府志』の位置づけを総合的に理解し、明代後期における地方志編纂の構造を具体的に把握するのは、今後の課題である。

註

（1）小二田章（呉承翰訳）「「近世」由来之基：従宋代的「地域」、「地方統治」研究出発」（『政大史粋（台湾：国立政治大学）』二五期、二〇一三）を参照。

（2）小二田章「『咸淳臨安志』の位置 ―南宋末期杭州の地方志編纂」（『中国―社会と文化』二八号、二〇一三）を参照。

（3）小二田章「方志と地域―杭州地域の歴代地方志「官績」項目を例に」（『史滴』三三号、二〇一一）を参照。

（4）なお、清末に編纂が企画されて民国期に入ってから編纂されたいくつかの『杭州府志稿』そして『民国杭州府志』が現存するが、これらは伝統王朝期のものとは違った編纂背景を持つため、ここでは含めない。ここで挙げた杭州地方志の概要については、小二田章前掲「方志と地域」、洪煥椿『浙江方志考』（杭州：浙江人民出版社、一九八四）を参照。

（5）明代における地方志編纂については、黄葦ほか『方志学』（上海：復旦大学出版社、一九九三）などの「方志学」の議論が存在している。ただ、嘉靖年間以降地方志の出版が大幅に増加するといった、時代としての概括に留まっており、個別の地方志の編纂背景、及び地方志と社会の関連性などについては、未だに言及が少ない。

（6）『万暦杭州府志』に関しては、管見の限り専論は張英聘氏の論考のみである。張氏の論考も、「方志学」の立場からの地方志の概括、また「人物」記載の概括的理解に留まっており、その総合的分析には至っていない。張英聘「試述万暦杭州府志的編修特点」（『中国地方志』二〇〇八年七期）、同「万暦杭州府志人物記述之特点」（『故宮博物院院刊（北京）』二〇〇九年三期）を参照。

（7）ただし、内容には万暦三十八年（一六一〇）まで含むものもあり、一旦の刊行後も、編纂作業自体は万暦年間の中ほどまで継続されていたことが分かる。張英聘前掲「試述万暦杭州府志的編修特点」を参照。

（8）この部分は、『中国地方志総目提要』（台北：漢美図書有限公司、一九九六）の林正秋氏による説明を参照した。

（9）『万暦杭州府志』徐栻序「予奉璽書撫浙、輒繙旧志視成務、猶然成化年間籍也。文献不徴、空言亡補、孔子嘗嘆杞宋。今観杭志文献謂何矣。西湖在杭之譽空耳。能文者志其遊覧、又志其餘。而□□如謂□吏茲土者之責、且欲以脩憲斉政、酌張弛之中」。なお、引用史料は『方志叢書』本、国会図書館蔵本の二種にて対校を行っているが、国会図書館蔵本は徐栻序が欠落しているため、他の箇所に比べて欠字を埋められない。また、それ以外にも二本に共通する欠字がある。

（10）『万暦杭州府志』徐栻序「其加地進律、称有功徳于民、則又今之所謂名宦也」。

（11）『万暦杭州府志』喬因阜序「旧志載藝文甚衆、今裁取其関大體者、諸所述列亦多簡察而要」。

（12）『万暦杭州府志』喬因阜序「而越中之志為尤難、其大者覈徭賦」。

（13）『万暦杭州府志』喬因阜序「越之徭賦又不平、無画一之規下郡県。郡県狃故事、終靡所遵定、而聴宿猾主徴。…詆指其所為書不足信、讙譁無已。時此何以示観聴哉。以其故郡県志率廃棄不挙、在職之吏無所攷論故実。杭志闕百餘年、迄今始裁定綴集成編」。

（14）『万暦杭州府志』陳善序「杭為天下名郡、浙茲建治、実云会城。呉越開鎮、南宋啓都、山川形勝、物産才賢、視他郡特異、宜有文献、以彰盛美。而郡乗弗称、曠且百年、識者病焉」。

（15）『万暦杭州府志』陳善序「前督撫常熟徐公、深憫旧編脱爛、図惟更新。乃謀於学使陝右喬公俾興是役、而先郡守白下呉公、今郡守暦下劉公、協心並賛、楽観厥成。諏日戒期責成於僕。郡公委幣、県吏具飡。仍選諸生之秀者与共校讐、開局於褒忠祠。諸共事者凡十二人、始竟其役者僅五人。綜括旧文、証以伝述。芟繁薙穢、故実罔遺、則諸生之力為多。若国朝名宦人物、及全編中諸多論敘、此為僕所竊取者、不敢妄也。又以郡之大事不可無紀、爰自三代迄元洎国初、迄今諸可備覧鏡者各彙為三巻、編年則準諸春秋分注、則倣於綱目、義関勧戒伝備信疑」。

（16）『万暦杭州府志』陳善序「旧志輯於宋咸淳者潜公説友、入明洪武間則徐公一夔、成化間則夏公時正、皆已刊布。惟嘉靖中孫令景時所輯武林文献諸録、未及鋟梓」。

（17）『万暦杭州府志』徐栻序「是役也、代予撫者、涇陽李公、成安呉公、与按台上党鮑公、淄川王公、巖台益都房

公、陟県李公、作興文献、共成曠典。督学僉事耀州喬君、実奉予檄、而偕郡守擢温処兵憲白下呉君与今守済上劉君、先後経営董正、購遺書、網旧聞、以便攷訂。而会計工費、役取其人之宜、金取其帑之羨、均有為労、所為斐然。成章總而□之、則郷之方伯敬亭陳公也。公文学徳行声燁縉紳間、而删藻其辞事、裒益其義例、可名外史。諸生趙観、方可立、楊兆坊、王廸吉、朱履、陳植桂、張璣、鄭栻、孫思旦、沈思相、童文興、俞伯臣等、与分校效労」。

(18) 張英聘前掲「試述万暦杭州府志的編修特点」を参照。

(19) 小二田章前掲「方志と地域」を参照。

(20) 『万暦杭州府志』巻首、「凡例」「故采摭其大者、倣朱子綱目編年義例、備載於篇、俾覧者一披閲之考」。

(21) 『万暦杭州府志』巻首、「凡例」「杭治繋藩省統会、凡一切臨涖上官、倶得備書、在一統志義例如此第。旧志有統治寄治之目、似巧為区別。今以其皆列署会城、故以会治名之。蓋如都司之統軍政以衛地方、運司之董塩莢以裕財用。固不得以寄治名之也」。及び「旧志名宦於守令、則自漢唐以来備加紀録、其諸司則僅起自趙宋。夫以為不当列、則宋何独載。以為当列、則漢唐何独遺。又如宋之転運使、則祇據一統志、収陳堯佐一人。使古昔名賢恵加斯上者、人莫知所仰止、似非永懐蔽芾之義。今稽覈伝記、凡有事杭土不論職守異同、但著有功徳者悉加紀載。然不別立品目亦以会治名之、以其皆有事会城、即今可以例古耳」。

(22) 『万暦杭州府志』巻首、「凡例」「雑伝所列有三。其一、行事雖有繋于玆土而律、以體国庇民之誼未協。姑録之、以備稽覈。如殷通朱買臣之類是也。其一、行政大體未有可録、而董董一長自著。在紀述取善之博、亦収之。如宰鼈朱治之類是也。一、当官政本卓異、而或有為為害、或臣節靡終、或士節不立。則降而董列于此。如王弘祖王敬則梁汝嘉之類是也」。

(23) 『万暦杭州府志』巻首、「凡例」「旧志名宦人物、止具地里官名、於地方無所建樹、及行業無聞于郷里者、今倶不録」。

(24) 台湾中央図書館編『明人伝記資料索引』(北京：中華書局、一九八七)の記載を参照し、一部改めた。

(25) 陸樹声「雲南布政司左布政使敬亭陳公墓志銘」(同『陸文定公集』巻六、「記銘」)参照。

(26) 許孚遠「雲南布政使陳公善神道碑」(焦竑『国朝献徴録』巻一〇二、「雲南 布政使」)参照。

(27) 徐中行「方伯陳公澈江祠碑」(『天目集』巻一五、「状碑墓表」)参照。

(28) 過庭訓『本朝分省人物考』巻四三、「浙江 杭州 陳善」、張瀚『武林怡老会詩集』を参照。後者には、陳善(数え)七六歳(『万暦杭州府志』編纂から九年後の万暦十六年(一五八八)の画像がある。なお、この詩集には陳善の詩は掲載されていない。詩が苦手だったか、既に老衰していたのか、何か他の理由があったのかは不明である。

(29) 趙善璩『自警編』(万暦元年江西刻本、東洋文庫蔵の旧北平図書館蔵本影印本)の徐栻序、陳善序を参照。このことはまた、陳善が宋代の地方行政に関心を深く持っていたこと、『自警編』(宋代の「名宦」に関する記載を

多数含む）を通じて、宋代の「名宦」の事績を深く知っていたことをも示す。

（30）陸樹声前掲「雲南布政司左布政使敬亭陳公墓志銘」を参照。

（31）陸樹声前掲「雲南布政司左布政使敬亭陳公墓志銘」「凡閲歳志成、然精力坐是耗矣」。

（32）『万暦杭州府志』巻一、「沿革」。冒頭の「善曰、余作郡志而首紀沿革也。蓋操牘屢有思、云、夫杭土因禹著称旧矣。乃呉越時不列上国、隋唐以降始建郡名、地望未冠絶也。迨銭氏開国、趙宋徙都後、駸広拓矣。迄皇明則奕奕為首藩会府、以文献甲壌、声海内。斯涖斯産者、有不興矜艷之心者乎。雖然土地視昔闢矣、生歯視昔聚矣、顧世代遞遷治忽間睹、葺治媲育之政不恒得、則殷饒蕃殖当必有損于旧者。循名稽実、蓋不能無慨焉。豈惟是哉。廃省寡而増置多、声称侈而標望重。官司縁簡而繁、賦役縁損而益。氓力日以不任。今之杭既非昔之杭矣。而一値多故、且将以壌沃地勝、起窺覬之心、不猶有惨然可懼者乎。君子思保境衛民之図、首感動于此、可也」と、末尾の「善曰、吾杭、自肇服以来代有沿革、如建武易莽所更周嘉上書求分置、皆理勢所趨、不得不然也。乃武照僭統三数年間、紛紛更制、何為者哉。夫沿者因其所当、因革者革其所不得不革。是故王者定制貴経久遠、非有大故、毋軽変易。要在省事息民、与天下相安於無事耳。我国家建治二百餘年、郡県所置較然画一、豈非万世之今軌哉」。

（33）『嘉靖仁和県志』巻一、「官衙」。

（34）このことは、陳善の人物に関する記載が、明代が常に最多になることとも符合している。張英聘前掲「万暦杭州府志人物記述之特点」を参照。

（35）『万暦杭州府志』巻一九、「風俗」「善曰、語云、上行之謂風、下靡之謂俗。風俗嫩悪因世汚隆、所謂与化推移者。然与杭俗漸濡、文献襲称彬彬、而游惰浮靡、間不為談者所満。豈殆溺于積習然哉、善反之存乎」。

（36）『万暦杭州府志』巻二、「事紀上　夏周至隋」「善曰、郡志也。其事紀何。紀郡事也。然則夏王巡狩、越子尋盟、固郡事乎。夫乗輿至其地、則書。兵革交其地、則書。此郡志之常矧。舎航登陸、郡以之名、潰師江上即今浙水、臨江待命、固銭唐地也。法不得書乎。凡郡事足為勧戒者、則書。郡人大封拝有関国家者、則書。郡吏之賢、有徳可述、有政可紀者、則書。災祥在於境内、則書。如会稽郡、呉郡、呉興郡、雖故常隷杭、然其所統尚広、難槩指為郡事。以故牧守之賢者秖循咸淳志例、收列名宦。而此不槩書惟語渉属県、則載之爾。故唐以前事、今志不多見、云」。

（37）『万暦杭州府志』巻四、「事紀下　宋元」の「帝昺祥興二年秋九月…」に附された陳善の評語「善曰、宋立国初武略已自不振、南渡之後遂以杭為帝都。北轅之慘、千古痛心、此正卧薪嘗膽時也。而君臣溺於盤荒、反以西湖為逸豫之地。豈非以楽滔憂者哉。独其勤恤民瘼労来不怠、蠲租釈繫之令毎毎見之。此如豪冶之子既以縦侈敗其先業、乃日烹羊擊豕以犒家衆。非不可以暫延晷刻、然非所以増光祖徳也。後之立国者可永鑑矣」。

（38）『万暦杭州府志』巻四、「事紀下　宋元」の「〔紹興〕十一年冬十一月…」に附された陳善の評語「善曰、武穆

鋭志恢復、其身之生死、蓋宋所繫為存亡者也。宰也謀而隕之廷、卒也憤而瘞之野。忠讒相去、何如哉、何如哉」。

（39）『万暦杭州府志』巻七、「国朝郡事紀下　嘉靖至万暦」の「〔今上皇帝万暦二年〕秋八月」を参照。

（40）『万暦杭州府志』巻四、「事紀下　宋元」の「〔淳熙元年〕冬十月辛巳…」に附された陳善の評語「善曰、遇災恤民、聖世仁政也。史不絶書、善可知矣。而無損当時之乱、何哉。不正其本、而徒末之務故耳。王民皞皞、豈待賜与。然余猶幸其有此也。噫」。

（41）『万暦杭州府志』巻四、「事紀下　宋元」の「〔孝宗皇帝乾道二年春正月〕戊寅…」に附された陳善の評語「善曰、宋室諸君憫念獄囚如此。斯民何厚幸也。今省会之地、台省檄府県拘繫者日数至焉。県中圜扉止数楹、更復湫隘、毎一室疊床三層、其衆可知也。於此不足則收之羈候所、又不足則收之郵亭。至炎月、穢氣鬱蒸、醞成疫癘、窮民饑病死十九、屍出獄已無完膚。仵人舁至漏沢園、悪犬聚群食之矣。噫吁、獣相食人且悪之、忍於禽獣食人乎。予故備録、於此使有官君子覧焉」。

（42）呉漫『明代宋史学研究』（北京：人民出版社、二〇一二）によると、このような宋代を参考にするという考え方は、明の嘉靖年間ごろから顕著になり、その代表例が薛応旂『宋元通鑑』（嘉靖四十五年　一五六六）であるという。

（43）『万暦杭州府志』巻五、「国朝郡事紀上　洪武至天順」の巻頭「善曰、余作郡事、紀自三代歴宋元、皆據事直書、彙為三巻。蓋以寓勧戒而備忽忘也。乃皇朝之事、太史氏領之、金匱石室之蔵、炳炳耀日月矣。奚俟贅列哉。顧前代並載而本朝不備、非全志也。故詳紀之、但不敢附諸前代之末、特揭国朝郡事紀、別為上中下三巻、使後之観風議政者知所考鏡、云」。

（44）張英聘前掲「万暦杭州府志人物記述之特点」によると、陳善の記載方針は、永楽十六年（一四一八）に頒布された「纂修史書凡例」に原則的に依拠しているとされる。

（45）小二田章前掲「方志と地域」を参照。

（46）『万暦杭州府志』の中で、「『乾道臨安志』は既に佚して参照できない」と述べているため、彼らの治績の引用元は『宋史』などであると思われる。

（47）胡則の記載内容は、『咸淳臨安志』の「官績」以外からの引用である。ここで胡則が記された背景には、民間信仰における胡則神の盛行が背景にあると思われる。その胡則と対立していた戚綸が「雑伝」に追いやられたのも、同じ背景によるものと思われる。小二田章「北宋初期の地方統治と治績記述の形成―知杭州戚綸・胡則を例に」（『史観』一六五冊、二〇一一）及び朱海濱「近世浙江の胡則信仰」（『東洋学報』八六巻二号、二〇〇四）を参照。

（48）『万暦杭州府志』巻六一、「名宦一　累朝会治諸職」の「江浙制置使　王淵」に附された陳善の評語「善曰、自古将率平居多掊尅卒伍、征討則攘竊帑蔵、甚有利部下之剽掠而与之共其利者。淵独矯矯邁群公廉、自秉可謂具徇国之忠誠、称干城之偉望矣。惜其与内侍康履為深交、以致逆臣嫉忌、踏殺身之禍。豈明于択交、固介胄之士所短也

耶」。

（49）『万暦杭州府志』巻六一、「名宦一　累朝会治諸職」の「両浙転運使　周渭」に附された陳善の評語「善曰、周渭在浙、其恵蹟不可考。而卒後貧不能葬、蓋其処膏腴之地而不図自潤、真廉吏也。紀之」。

（50）『万暦杭州府志』巻六一、「名宦一　累朝会治諸職」の「両浙提点刑獄　劉爚」に附された陳善の評語「善曰、爚表章晦庵四書以備勧講、衛道之功大矣。而恵施蒸氓、其著在浙右者炳炳、若是。斯不為空言誦説者哉」。

（51）伊東貴之「「気質変化」論から「礼教」へ」（『岩波講座世界歴史』一三、一九九八）と対象すると、これも道学・朱子学の回帰運動の一角と言えるだろうか。

（52）『万暦杭州府志』巻六一、「名宦一　累朝会治諸職」の「両浙提点刑獄　陳塤」に附された陳善の評語「善曰、宋之末季勢岌岌矣。所恃者民心之孔固耳。乃一時泝事畿輔之僚、猶多為之、撃豪猾、佐斉民。寔暫延国脈之一助。若胡穎捕盗則罔避親王。陳塤懲悪則致亢時宰。斯其人皆有古雲司執法之風、亦所謂社稷之役也哉」。

（53）『万暦杭州府志』巻六三、「名宦三　累代国朝郡職学職」の「知杭州　范仲淹」に附された陳善の評語「善曰、范公之言曰、先天下而憂後天下而楽。斯憂楽之各得其理者也。乃茲軫民之饑而不惜事宴游以済之、蓋蹟混行楽、寔懇懇寓憂民之心焉。其即先憂後楽之義哉。夫豈潘孟陽之徒可以同日語也」。

（54）『万暦杭州府志』巻六三、「名宦三　累代国朝郡職学職」の「知臨安府　李椿」に附された陳善の評語「観椿之秉節、庶幾無媿于包孝粛、而律淳熙以慶暦之治則邈乎。纔武之難、惜矣」。

（55）『万暦杭州府志』巻六四、「名宦四　累代国朝邑長吏附学職」の「邑長吏　孫洙」に附された陳善の評語「善曰、洙在邑之政、載籍無可考據。咸淳志所紀堇堇如是。乃三人俱一時名賢、不軽許可而合辞薦。洙其仕学並優、因可想見、故名宦之籍不敢舎、置之焉」。

（56）沈文通は本名を遘といい、南宋期の史料では名が高宗（趙構）と通じるため、それを避けて字で表記されていた。明代に入り避諱の必要がないにも関わらず字で記されていること、「名宦」で他に「陳遘」という人物がいることを考え合わせると、陳善が『咸淳臨安志』を重視して参照していることがうかがえる。

（57）『万暦杭州府志』巻四、「事紀下　宋元」の「嘉祐四年…」に附された陳善の評語「善曰、語有之、君子惟能立身、而後可以佐国然哉。史称、沔居官以才力聞、彊直少所憚。然喜宴游女色、故中間坐廃。茲蹟其歴歴所自樹於官守言責振振著矣。而自律靡慎、遂挙其平生失之、謂之何哉。一統志列之名宦、蓋取其才識之優耳。要之、瑜固不足以掩瑕也」。

（58）『万暦杭州府志』巻六三、「名宦三　累代国朝郡職学職」の「知杭州　沈文通」に附された陳善の評語「善曰、文通之政、志主庇民而或過乎。操切蓋其矯矯以吏幹勝、故所擘画多出繩墨之外。乃至不循法比刺民為卒、幾于古昔毛摯之治焉。当時以孫元規並目之、其美刺相衡準矣。然元規筋已靡厳易被汙衊、而文通則無可瑕、指斯二守軒

軽之辨歟」。

（59）『万暦杭州府志』巻六五、「名宦五　諸幕職邑佐武職附雑伝」の「雑伝　王喚」に附された陳善の評語「善曰、囹圄空虚、古今美事。惟成康文景為近之。宋至末季往往見、此可怪也。将衰世紀法廃弛而失出者多乎。不然則膠東戸口之類也。姑紀之、以疑」。

（60）『万暦杭州府志』巻六五、「名宦五　諸幕職邑佐武職附雑伝」の「雑伝　張俊」に附された陳善の評語より。「善曰、俊在南宋時与韓劉宗岳斉名、即無論諸餘功伐、直以戡寧浙土者、論之已炳炳若此矣。謂一時良将非耶。然其秉心匪正、党賊檜賛和議、致武穆以冤死、□□人節堕矣。他復何論焉。余是以于雑伝著之」。

（61）『万暦杭州府志』巻六五、「名宦五　諸幕職邑佐武職附雑伝」の「雑伝　謝深甫」に附された陳善の評語「善曰、深甫早年即有廊廟之譽、迨提挙常平、力行荒政所全活甚衆。一時称之其尹京之績、雖不見于紀述、然観之光宗所論、則其治行之優可知矣。独惜其附佞胄而攻正人、僞学之禁至与陳永嘉趙忠定為讐焉。則其去余嘉、無幾矣。然則深甫不純臣也、特巧耳」。

（62）たとえば、日本における地方志研究の先駆となり、影響を与え続けた青山定雄「隋唐より宋代に至る総誌及び地方誌について」（同『唐宋時代の交通と地誌地図の研究』、吉川弘文館、一九四一）を参照。

（63）呉漫前掲『明代宋史学研究』によると、明代の宋に対する歴史的関心は、元によって編まれた『宋史』の修正から始まり、嘉靖年間ぐらいまでに代表的な文献（王洙『宋史質』、柯維騏『宋史新編』、薛応旂『宋元通鑑』など）が編まれ、万暦以降の宋代に対する認識に影響を与えたとする。もとより元の記述に対抗するという目的があるため、「北虜南倭」の状況は宋代に対する意識に強く影響を与え、『宋史質』の時点で、南宋を亡国とし、その欠点を非難しつつ、その功績・問題を参考とする姿勢が出来ていたという。陳善の宋代に対する視点は、これらと対応するものであろう。一方、明末の地方統治の変容については、岸本美緒『明清交替と江南社会』（東京大学出版会、一九九九）に活写されているような、在地社会に圧倒される事態が徐々に進行しているものの、この時点の杭州はまだそれに至っていないことは、前掲の『万暦杭州府志』喬因阜序からも窺える。

（64）井上進氏は清代の「樸学」に至る思想的動向についての一連の議論のなかで、道理の学の限界に伴い、「史」に対する注目が生まれたとする。その淵源は王守仁（陽明）にまで遡り、明末の混乱のなかで、「経」の権威破壊として表れるも、清朝による政治的弾圧のもとで「樸学」として整形されて成立したという。この「史」についての関心と、明代後期の地方志編纂と分量の増大は、朱子学（道理の学）との角逐と併せて、一致するものではないだろうか。ここからは、当時の学問の実践が、朱子学と陽明学、あるいは「経」と「史」の間の衝突・葛藤であるとされるが、陳善の評語もその文脈の上にあるのではないか。陳善自身が、幼少時に王守仁に見出され、比較的陽明学に近い位置にいながらも、その評語が朱子

や道理に関心を払っているということと符合し、示唆的である。井上進「樸学の背景」（『東方学報』六四冊、一九九二）、「六経皆史説の系譜」（小野和子『明末清初の社会と文化』、京都大学人文科学研究所、一九九六）、「明代中期の出版と学術風気」（『名古屋大学東洋史研究報告』二九号、二〇〇三）を参照。

表1　万暦杭州府志編者表

職名	肩書	人名
檄修	巡撫浙江兵部右侍郎兼都察院右副都御史	徐　栻
	巡撫浙江都察院右副都御史	李世達
	巡撫浙江都察院右僉都御史	吳善言
	巡按浙江監察御史	鮑希顔
	巡按浙江監察御史	王　暁
	巡按浙江等處監察御史	房如式
	巡按浙江等處監察御史	李　棟
督修	提督學校浙江按察司僉事	喬因阜
掌修	整飭温處兵備浙江按察司副使前杭州府知府	吳自新
	杭州府知府	劉伯縉
協修	杭州府同知	張紹芳
	杭州府通判	張聯奎
	杭州府通判	桑大協
	杭州府通判	王良用
	杭州府通判	林喬松
	杭州府推官	胡桂芳
	仁和縣知縣	梁　鵬
	錢塘縣知縣	姜　召
	海寧縣知縣	蘇　湖
	海寧縣知縣	潘元和
	海寧縣知縣	郝　潔
	冨陽縣知縣	喻效龍
	餘杭縣知縣	濮陽棐
	臨安縣知縣	李　增
	新城縣知縣	温朝祚
	新城縣知縣	張　黙
	於潜縣知縣	萬之翼
	昌化縣知縣	吳　桐
纂修	雲南布政使司左布政使致仕郡人	陳　善
考輯	南京國子監監生	趙　觀
	錢塘縣儒學生員	方可立
	仁和縣儒學生員	楊兆坊
	杭州府儒學生員	王廸吉
	杭州府儒學生員	朱　履
	杭州府儒學生員	陳植桂
	杭州府儒學生員	張　璚
	杭州府儒學生員	鄭　栻
	錢塘縣儒學生員	孫思旦
	仁和縣儒學生員	童文卿
	錢塘縣儒學生員	沈思相
	杭州府儒學生員	俞伯臣
	餘杭縣儒學生員	李春耕

表２　『万暦杭州府志』事紀の「宋代」における陳善の発言

巻名	番号	時代	本文の表題	陳善の発言
萬暦杭州府志卷之四　事紀下宋元	31	北宋	（太宗皇帝太平興國）三年知泰州田錫上言杭州災荒狀…	善曰、錫於杭無主守之責、而懇言其艱難災傷之狀如此。耿直仁愛兩見之。特記之、以示勸。
	32		乾興元年春三月樞密直學士李及來知杭州…	善曰、白集者何。白居易公集也。其恨之何。懼擾民也。市白集、猶恨其一無所市可知。已會城買人皆籍名公府名、曰直月。蓋百貨悉然。而惟直幣帛之類者尤爲繁困。一月之丙計有數家、家所抵費月不下數十金、故有初任取物、任滿給價至以什物相抵者矣。又有虧直十之五六者矣。甚者身爲大吏、素獷時名謝事東歸、百貨充斥、暮夜輸運舟不能容此。皆郡城人之膏血也。百姓不敢怒、其敢言哉。前此觀風使者舒公汀龐公尙鵬、嘗嚴禁和買郡中知戢。嗟乎、使皆如李公烏用禁和買哉。
	33		皇祐二年杭州饑知州事范仲淹發粟賑之…	善曰、邇來官司每値春首多禁人遊湖、謂可禁戢浮華、變移風俗。竊謂不然。夫爲政之要務在養□。今湧金錢塘二郭門外大小游舫約二百餘計、業操舟者四百餘輩。蓋出游者衆則六百餘家、藉以衣食且販鬻之徒、攜物往市易餬口者、又不下數千人。此其利濟窮民不少也。如遊湖之禁行則數千家無所資。以爲命長人者將使民物阜康。而方春時和使細民失業、仁人不忍也。如范文正公知杭州、屬歲歉日宴湖上縱人遊觀此。蓋損有餘補不足、大君子用世。其通達治體如此。可爲長民者法矣。若天豪治之子挾聲妓事浪遊、愚民縱婦女入僧寺焚禱、此則傷敗風俗之尤者、法當嚴禁之耳。
	34		嘉祐四年觀文殿學士孫沔以前知杭州不法事貶寧國軍節度副使…	善曰、語有之、君子惟能立身。而後可以佐國然哉。史稱、沔居官以才力聞、彊直少所憚。然喜宴游女色、故中間坐廢。玆蹟其歟歷所自樹於官守、言責振振著矣。而自律靡愼、遂舉其平生失之。謂之何哉。一統志列之名宦、蓋取其才識之優耳。要之、瑜固不足以掩瑕也。
	35		大觀四年秋閏九月龍圖閣學士張閣來知杭州兼領花石綱…	善曰、閣請自領花石。當時疑其爲固寵。然其守杭、杭人苦和買絹、爲請均之他郡。又經理有叙、去惡少年之爲人害者、州以理聞。豈語所謂寸有所長者歟。
	36	南宋	（高宗皇帝建炎三年）十二月金人犯臨安守臣康允之棄城遁錢塘令朱躉尉曹將金勝祝威死之…	善曰、允之秩爲安撫、受命居守。而敵纔履境、卽委城鼠竄。乃死事者獨出一縣令二曹、將其忠姦勇懦相去、何啻霄壤吁濱國難者。可以知勸戒矣。
	37		（建炎四年）冬十月歲星見吳分…	善曰、紹興辛巳逆亮渝盟。有上封者言、吾方得歲虜且送死。詔以問太史、考步如言。陳文正康伯當國、請以著之親征詔書、其辭有曰、歲星臨於吳分、冀成淝水之勲。闢士倍於晉師、當決韓原之勝。蓋指此是冬亮遂授首二事之驗、不差毫釐然。宋室君臣偷安一時、卒無有修政以應天道者。諜者傳逆亮造舟調兵之事、高宗尚不深信、向徽施宜生之告變、粗爲備禦、則亮之授首未可必也。語云、天道遠人道。邇禦戎上策寧不在自治哉。
	38		（紹興）五年春二月帝發平江至臨安…	善曰、高宗奉祖宗神御北伐復仇之志。北行未幾、因臣下之請翻然旋蹕。非僞于前、則怯于後、均可耻也。中原陸沉、不得辭其責矣
	39		（紹興）十一年冬十一月秦檜殺故少保樞密副使武昌公岳飛於大理獄中卒隗順潛瘞之於九曲叢祠…	善曰、武穆銳志恢復、其身之生死、蓋宋所繫爲存亡者也。宰也謀而隕之廷、卒也憤而瘞之野。忠讒相去、何如哉、何如哉。
	40		（紹興十二年）夏六月簽書樞密院事餘杭何鑄謫徽州居住…	善曰、檜以時相、決意殺武穆。而鑄力辯其冤、可謂毅然不阿者矣。及考鑄爲臺諫時、諸所建白皆鑿鑿破的、亦近世所未見也。而史言其論、趙鼎李光周葵范沖孫近諸人未免望風迎旨。豈其前後易操頓致此歟。抑毀譽易淆、而是非之未眞也。君子立身與士大夫論人、亦甚難矣。
	41		（紹興三十年）冬十月虜使施宜生來賀正旦因告變…	善曰、按施宜生、棄君親而事胡虜、背中華而臣左衽。旣已委質爲臣而復泄其謀、是二心也。其死固不足惜、然宋緣此設備、得以暫寄餘息。其不忘本朝之心亦可憫哉。不然點虜長驅宋人撤備、德祐之禍當在紹興之季矣。君子咏立馬吳山之詩、不能不三嘆於宜生也。
	42		（紹興）三十二年春二月帝還臨安…	善曰、按宋史、於宋帝臨幸如玉津聚景延祥祐聖之行、皆列之。蓋君舉必書國志體也。愚謂、尋常遊幸無關勸戒、故並削不錄。至如孝宗奉太上爲玉津聚景之遊、雖屬懿舉、然天子之孝當務其大者亦不貴、是故此志惟車駕出境及還行都斯一書耳。
	43		（同上）秋七月改葬故少保樞密副使武昌公岳飛于棲霞嶺…	善曰、余攷、隗順潛瘞武穆時、嘗語其子曰、異日朝廷求屍不獲、必懸賞。順非有智術能逆探也。直以理信之耳。至是果懸三班借職暨錢五百緡爲購、則順之言驗。而天理之在人心者、信不容泯矣。但武穆之忠烈、雖獲少伸、而檜賊之奸邪尚未追戮、終不能無遺憾也。矧湯思退力主和議、而當時相之、則檜死仍有一檜在矣。武穆寧遽瞑邪。噫。

萬曆杭州府志卷之四 事紀下宋元	44	南宋	（孝宗皇帝乾道二年春正月）戊寅臨安府奉詔釋繫囚…	善曰、宋室諸君憫念獄囚如此。斯民何厚幸也。今省會之地、臺省檄府縣拘繫者日數至焉。縣中圜扉止數楹、更復湫隘、每一室疊床三層、其衆可知也。於此不足則收之鞫候所、又不足則收之郵亭。至炎月、穢氣鬱蒸、醞成疫癘、窮民饑病死十九、屍出獄已無完膚。作人昇至漏澤園、惡犬聚噪食之矣。噫吁、獸相食人且惡之、忍於禽獸食人乎。予故備録、於此使有官君子覽焉。
	45		（淳熙元年）冬十月辛巳臨安府奉詔蠲民丁身錢…	善曰、遇災恤民、聖世仁政也。史不絶書、善可知矣。而無損當時之亂、何哉。不正其本、而徒末之務故耳。王民皡皡、豈待賜與。然余猶幸其有此也。噫。
	46		（同上）是歲臨安府三院獄空…	善曰、夫囹圄空虚、此盛時美事。在南宋得屢見之。亦可稱矣。抑或偏安爲歉、政務姑息、臣下諛使、相與粉飾成之。殆未足與古昔勝、殘去殺者同語哉。
	47		（光宗皇帝紹熙五年）冬十月臨安災風…	善曰、經傳所云、大雷電以風、大風雨有矣。未聞風之爲災也。此云災風何也。嘗考、洪容齋隨筆曰、元祐五年蘇軾守杭日、與宰相呂汲公書論浙西災傷曰、八月之末秀州數千人訴風災、吏以爲法有訴水旱而無訴風災。閉拒不納、老幼相騰踐死者十一人。由此言之吏不喜言災者、蓋十人而九不可不察也。蘇公及此可謂仁人之言矣。夫風之爲災非如水旱之由顯而易見、可以稽考故在昔無風災之例、懼貪民乘時冒濫、不輕啓其端耳。今日之計固雖添創條、或但凡有災傷出於水旱之外者、專委良守令、推而行之、則實惠及民、可以救其流亡之禍。仁政之上也。
	48		（寧宗皇帝慶元元年）夏五月臨安府奉詔貰罪囚…	善曰、蔬寃釋繫、王政之善者也。宋之人君徃徃因水旱行之。至於寧宗未知君道史冊所書頻見。是舉猶有泣罪之意焉。近世獄犴繁興、桎梏之徒充斥囹圄。歲久長繫、朝啼夜號、冤臭愁幷疾病綿染、至有以詿、誤徹疵沈命獄底者衆矣。爲人上者蓋惻然憫之。
	49		（紹定）四年春三月天雨黃霧…	善曰、按漢建始陳禎明時、皆有此變而國隨以亡。宋變同之危亂可知矣。天人之際、詎不當深畏邪。
	50		（同上）秋九月臨安大火太廟燬…	善曰、宋紹定辛卯臨安之火、比辛酉加五分之三。雖太廟不免、而史彌遠府以殿帥馮樴之力獲全、可慨矣。馬將仕之獲助、直一家事耳。其列郡紀者何、曰、紀行德義以爲世勸也。富家好施貧人、懷報不召而集。誠如子來至於百堵、俱作協力。終事古今僅一睹記、曷可無紀也。善爲國家者、平時則省刑薄斂、以仁政固結其民。凶年饑歲、省用勸分、捐租發賑、使民父母妻子不致於離散。豈有疾視其死而不救者哉。宋以仁厚立國、卽渡江後猶存勒恤之風第。秦韓史實擅朝誤國、君權喪而王澤壅矣。祚垂迄亡、公田作慝。斁天胡塵之慘、詎直兵勢不振罪耶。故曰、得衆則得國、失衆則失國。
	51		（寶祐）三年春正月臨安雷震守臣奉詔罷元夕張燈…	善曰、書罷元夕張燈、善矣。然雷震春初、豈尋常之變乎。正身克已、訪求直言、釐革弊政、庶可消譴人變耳。罷燈一事、詎足答天意乎。事有似矣。而實未盡美者、此類是也。
	52		（景定）四年夏六月知臨安府劉良貴等以買公田功進官…	善曰、按買公田之法、旣出薄直易厚産、且用絹雜銀授之。甚者予虛告此去攘奪何遠。而良貴等方以功進秩、公論毀常道反矣。宋室至此尚可爲國乎。崖山之禍固不專自夷狄發也。從古失國家者必先失其民心、大抵如此。可爲永鑒也已。
	53	（亡宋）	帝昺德祐元年春二月五郡鎮撫呂文福遣兵入衛臨安…	善曰、文福舉所部勤王、與從兄文煥降虜爲導者。相去不啻天壤乃效忠不竟、後終屈膝、呼韓惜哉。
	54		（同上三月）宋宗室趙孟松謀舉兵匡復被□□臨安死之…	善曰、王室丘墟、士大夫志節、稍不自振者非屈膝、則鼠竄耳。矧孟松系出天潢夙習紈綺、尤易風靡。而顧能毅圖匡復、濱死不撓、雖事不克、濟乃其節壯矣。與漢北地王謀曠世爭雄呉興公子、視之或亦有餘媿哉。
	55		（同上）十二月左相吳堅等發臨安北行…	善曰、人稱宋室遇士大夫恩禮最篤、故臨難多死事之臣、社稷雖已不守、猶有餘光焉。乃呉堅位弁冠佩觀頴北行。上負國家、下辱羣寀、媿死矣。
	56		（端宗皇帝景炎三年）十二月元西僧楊璉眞伽發宋諸陵寢遺骸建塔於杭州…	善曰、自古夷入國都者有矣、未有發人塚墓、暴其胔骼者。有之自髡賊始、蓋窮天地所未聞之慘也。彼以犬羊腥我華夏、據人國都偪然盜神器。而有之彼固宋之賊也。宋家於彼何負焉。不能置守塚禁樵採、而反殘滅諸陵、蓋惟犬羊之類有犬羊之心也。胡元所以享祚不永者、則髡賊爲之祟耳。
	57		帝昺祥興二年秋九月元左丞忽辛來領杭州繼造…	善曰、宋立國初武畧已自不振、南渡之後遂以杭爲帝都。北轅之慘、千古痛心、此正卧薪嘗膽時也。而君臣溺於盤荒、反以西湖爲逸豫之地。豈非以樂滔憂者哉。獨其勤恤民瘼勞來不怠、鬻租釋繫之令每每見之。此如豪冶之子旣以縱侈敗其先業、乃日烹羊擊豕以犒家衆。非不可以暫延晷刻、然非所以增光祖德也。後之立國者可永鑒矣。

評語	備考	新出	先行同一記載
	字寶之（宋史）とある、水東日記にはまた別の人間の論として引用	○	宋史、玉海、水東日記など
		×	宋史
	字仲言の誤り	×	咸淳志
善曰、咸淳志所稱如此。似爲謹厚之士、或未能奮砥庇民者。故紀之雜傳。		×	咸淳志
	至和の誤り	×	咸淳志
		×	咸淳志
善曰、康國提舉常平、卽能發倉賑貸所活至數萬人、亦稱惠利矣。惜其不知自重階權姦以媒進、何其陋也。世之不擇所托、而汲汲於自售者。鮮不犯磷淄之戒矣。		×	宋史
		×	成化志
善曰、俊在南宋時與韓劉宗岳齊名、卽無論諸餘功伐、直以戢寧浙土者、論之已炳炳若此矣。謂一時良將非耶。然其秉心匪正、黨賊檜贊和議、致武穆以冤死、□□人節隳矣。他復何論焉。余是以于雜傳著之。		○	宋史
		×	明一統志

表３『万暦杭州府志』巻六五「名宦五 諸幕職邑佐武職附雑伝」の宋代「雑伝」

書名 巻号	役職	番号	名前	統治時期	治績記述
萬暦杭州府志巻六十五「名宦五 諸幕職邑佐武職附雑傳」	雑傳	151	姚鉉	北宋	字寶臣、直隸合肥縣人。太平興國中進士甲科、文辞敏麗、善書札、藏書至多。淳化中直史館應制、賦賞花釣魚詩、特被嘉賞、翌日命中使就第賜白金褒奨之。歷右司諫、兩浙轉運使。課吏寫書采唐世文章、分門編類初為五十卷、後復增廣之至一百卷、以古賦樂章歌詩贊頌碑銘文論箴表傳録書序雑著、為次第、命之曰文粋。鉉雋爽尚氣、薛映知杭州與之不協、摭其罪状數條密以聞。於是除名貶連州文學、卒年五十三。嘗寫所著文粋、好事者於縣樓貯之、官屬多遣吏寫録。吏寫為苦、以鹽水噀之、冀其速壊。後以火焚樓。論唐三百年文章、惟韓吏部超卓羣流、獨高邃古。以二帝三王為根本、以六經四教為宗師、憑陵轢犖、首倡古文。遏横流於昏墊、闢正道於夷坦、蓋亦有見。至於去取、或不能無駁如淮西碑取段文昌所為、而黜韓愈之作。此其最紕謬者也。卒後子以其書上獻、詔藏内府、命以一官。
		152	呂溱		字濟叔、揚州人。擧進士第一、英宗時由知制誥出知杭州。溱開敏善議論、一時名輩皆推許之。然自貴重、在杭州接賓客不過數語。時目為七字舍人。
		153	戚綸		字伸言、應天府楚邱人。大中祥符三年以樞密直學士戸部郎中知杭州。綸與轉運使陳堯佐言、江潮壊堤、漸逼州城。望遣使自京師部埽匠壕棨、赴州工役。詔從之。令馳驛而往、命轉運使更互檢校、遂以埽岸易柱石之制。雖免水患、而衆頗非其變法。
		154	朱巽		字順之、揚州天長人。天聖七年以新知河中府改知杭州。忠愿自守、上稱為長者。
		155	孫沔		字元規、會稽人。至元初以資政殿學士知杭州。其政明敏果毅、聲稱與沈遘同。後以在職淫縦不法、為言官論劾坐廃。語具事紀。
		156	蒲宗孟		閬州人。元豊八年以資政殿學士知杭州。嘗集錢唐詩、自宋齊以來至元豊中、凡三千餘篇為三十卷、行於世。
		157	張康國		字肩老、揚州人。第進士知雍丘縣。紹聖中蔡京整治役法、薦以豪詐利害使提舉兩浙常平、推行之。豪猾望風歛服。發倉救荒、江南就食者活數萬口。
		158	葉夢得		字少蘊、吳縣人。靖康元年以朝散大夫龍圖閣待制知杭州。建炎元年杭卒陳通作亂、困辱夢得。朝廷以侍其傳知州事。未幾夢得討平通黨、復知杭州。時汪龍渓作夢得復職制詞有、曰、三仕三已莫明令尹之心、故七縦七擒微見武侯之畧。徙傳知宣州。
		159	張俊	南宋	字伯英、鳳翔成紀人。好騎射、負才氣。起於群盗、高宗初以御營前軍統制除帶御器械。時江淮羣盗蜂起、俊討杜用於淮寧、趙萬郭青於鎮江、陳通於杭州、蒋和尚等於蘭渓、皆平之。除正任觀察使。苗劉之變、矯詔加俊捧日天武四廂都指揮使。俊知其偽、拒不受。引所部至平江。張浚語以傳等欲危社稷、大慟。呂頤浩至俊亦涕泣曰、今日亦以死報國。劉光世以所部至、俊釋舊憾。韓世忠来自海上。俊借一軍與之。俱世忠為前軍、俊以精兵翼之、光世次之。戰於臨平、傳等兵敗、開城出奔。帝嘉勞久之、拜鎮西軍節度使御前都統制、尋為浙東制置使。江浙羣盗復大起、授俊兩浙西路江南東路制置使、以所部招收羣盗、令兩浙宣撫使周望以兵屬俊。諸将劉光世韓世忠之外、皆受節度無何。浙盗悉平、改江南招討使。
		160	劉誨		建炎二年、金人犯杭州、守臣康允之棄城遁、保赭山。時誨官直顯謨閣自楚州赴召、在城中衆民推之以守、陥死。増直龍圖閣。

		×	咸淳志
		×	咸淳志
善曰、汝嘉尹京之績甚茂第、不能自樹附賊檜以持禄、君子譏之。故正傳獨缺而於雜紀見焉。		×	宋史ほか
善曰、囹圄空虚、古今美事。惟成康文景爲近之。宋至末季往往見、此可怪也。將衰世紀法廢弛而失出者多乎。不然則膠東戸口之類也。姑紀之、以疑。		×	咸淳志
		×	咸淳志
善曰、薛胡兩尹俱以勤職受賞、似宜進之正傳。而茲雜紀之者不敢以一事槩其人也。		×	咸淳志
		×	咸淳志
善曰、深甫早年卽有廊廟之譽、迨提擧常平、力行荒政所全活甚衆。一時稱之其尹京之績、雖不見于紀述、然觀之光宗所諭、則其治行之優可知矣。獨惜其附侂冑而攻正人、僞學之禁至與陳永嘉趙忠定爲讐焉。則其去余嘉、無幾矣。然則深甫不純臣也、特巧耳。	紹熙二年の誤り	○	宋史
		×	成化志

		161	宋輝		紹興二年以祕閣修撰知臨安府。三衙奏定、臨安府左右廂巡為百有十五、鋪用卒六百七十三人、三衙及東府兵各居其半。奏言、本府酒稅課利、乞依揚州例權免分撥諸司、應付本府支使俟移蹕日如舊。從之。
		162	盧知原		紹興三年以右中奉大夫都督府參謀官知臨安府。奏乞撥兵馬鈐轄司回易庫歸臨安府。從之。
		163	梁汝嘉		字仲謨、麗水人。紹興三年以直龍圖閣知臨安府。汝嘉長於吏治、其治臨安、弭盜救災、繕治庠序、尤著風績。稱為名尹。
		164	王喚		紹興十二年以敷文閣待制知臨安府。正月臨安府言獄空、詔奬之。五月言府及各縣獄空、又奬之。六月言、太學將畢工、食士之癈當預備。已括到民閒冒占白地錢、歲入三萬緡有奇、養士三百恐可足用。從之。
		165	錢端禮		台州人。紹興三十年以右文殿修撰改戶部侍郎再知臨安府。時初命臨安府印造會子、許與銅錢並行。端禮乞令左藏庫應支見錢、並以會分數品搭用度。從之。東南用會子自此始。
		166	薛良朋		隆興二年以左朝奉大夫兩浙轉運副使知臨安府。乾道元年以警戢盜賊究心職事、除直龍圖閣。
		167	胡與可		淳熙初以直敷文閣知臨安府。因修砌江岸、轉朝奉大夫直顯謨閣。
		168	謝深甫		字子肅、台州臨海人。乾道二年進士。淳熙二年以權給事中知臨安府。三年除工部侍郎。入謝、光宗面諭曰、京尹寬則廢、法猛則厲民。獨卿為政得寬猛之中。進兼吏部侍郎。
		169	潛説友		咸淳四年以司農少卿知臨安府、至七年罷。説友在官嘗修咸淳臨安志。